

亀山市告示第72号

亀山市在宅障がい者生活支援事業実施要綱を廃止する告示を次のように定める。

平成29年3月31日

亀山市長 櫻井義之

亀山市在宅障がい者生活支援事業実施要綱を廃止する告示

亀山市在宅障がい者生活支援事業実施要綱（平成22年亀山市告示第148号）は、廃止する。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。